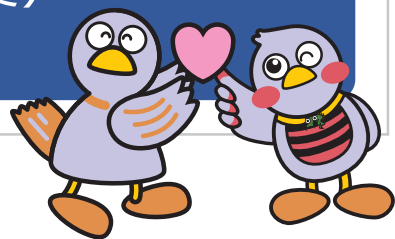


令和5年  
11月  
スタート

## 埼玉県

# 思いやり駐車場制度

(パーキング・パーミット制度)



埼玉県マスコット  
「コバトン&さいたまっち」

区画が必要な方のために、  
ご理解とご協力をお願いします



### 埼玉県思いやり駐車場制度とは

障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

#### 利用証(3種類)

(駐車時にルームミラーに掲示)

交付対象者、申請方法は裏面をご覧ください。



車椅子  
使用者用



その他の高齢者、  
障害者等用



妊産婦、  
けが人等用

#### 利用できる駐車区画

(イメージ)

区画のある施設は県ホームページで確認できます。



## 交付対象者

区分		交付基準	申請に必要な書類等	有効期間	
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	対象者としての基準に該当しなくなるまで	
	聴覚障害	3級以上			
	平衡機能障害	5級以上			
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
	脳原性運動機能障害	上肢機能2級以上 移動機能6級以上			
内部障害(免疫機能障害を含む)	4級以上				
知的障害者		A 以上	療育手帳		
精神障害者		1級	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者		特定疾患医療受給者、 指定難病医療受給者、 小児慢性特定疾病医療受給者	次に掲げるいずれか ・特定疾患医療受給者証 ・指定難病医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証		
高齢者等		要介護1以上の方	介護保険被保険者証		
妊産婦 (出産後は乳児と同伴の場合に限る)		妊娠7箇月から産後1年までの方	母子健康手帳	妊娠7箇月から産後1年まで	
けが人等		医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる方	次に掲げる全て ・医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等 ・身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)	診断書等で必要と認める期間(原則1年以内)	
その他車椅子の常時使用が必要と認められる方		医師の診断等により、車椅子の常時使用が必要であると認められる方		対象者としての基準に該当しなくなるまで	

## 申請方法 (令和5年11月1日から受付開始)

- 交付申請書(ホームページからダウンロード)に必要な添付書類を添えて、お住まいの市町村の窓口での申請又は県への電子申請、郵送申請をすることができます。ご家族などが代理で申請する場合には、代理人の本人確認書類が必要です。

### 窓口申請

- 制度に協力する市町村(お住まいの市町村に限ります)の窓口で申請できます。
- 窓口の詳細は県ホームページで確認してください。

### 電子申請・郵送申請

- 県福祉政策課で電子申請、郵送申請を受け付けています。



電子申請はこちらから

## 制度の詳細は県ホームページをご覧ください

埼玉県思いやり駐車場制度 検索

[https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking\\_permit.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking_permit.html)



お問い合わせ

埼玉県 福祉部 福祉政策課 政策企画担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 TEL 048(830)3223 FAX 048(830)4801